

# 第4回教育委員会会議

令和8年3月23日  
午後3時30分  
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第26号

天王寺区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について

# 天王寺区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について

## 1 概要

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 13 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき検討した結果、次の大規模校 2 校について指定校変更及び区域外就学の一部制限を行う。

## 2 学校名

大阪市立真田山小学校及び大阪市立五条小学校

## 3 適用時期

令和 9 年 4 月入学者より適用

なお、一部制限開始前に在籍する児童は制限の対象としないものとする。

## 4 実施内容

### (1) 指定校変更及び区域外就学の一部制限

上記 2 に記載する小学校については、令和 7 年 3 月 21 日に開催された第 4 回教育委員会会議で議決された内容（議案第 22 号）に基づき、令和 8 年 4 月入学者より 5 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）、学校選択制の受入れを制限する。これに加え本件において、引き続き在校生の教育環境を確保するため、各校の学校実態に応じた学級数に達するまでは、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 13 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき、同規則第 13 条第 1 項第 3 号・第 4 号、第 17 条第 1 項第 3 号・第 4 号に係る指定校変更及び区域外就学を次のとおり制限する。

### (2) 制限内容

第 3 号の制限対象者	第 4 号の制限対象者
小学校第 1 学年から第 4 学年の最終学期の終了式の日までに転居する者。  (許可期間：学年末までの就学)	制限を開始して以降、本号に基づいて就学を希望する者。ただし、制限開始前より第 13 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 1 項第 4 号の規定により当該校に在籍している児童の兄弟姉妹が、当該校への就学を希望する場合を除く。

### (3) 実施期間

令和13年3月31日まで（4年間）

真田山小学校は通常学級数が25学級、五条小学校は通常学級数が22学級となるまでの間、制限の継続を検討する。ただし、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合は制限の見直しを行う。

### (4) 理由

#### ア 真田山小学校

令和7年5月1日時点で児童数1,021名、通常学級数が30学級となる大規模校であり、10年間で児童数が221名、通常学級が7学級増加している。

令和8年4月1日から学校選択制の一部抑制を実施しているものの、その効果は数名程度であった。そのため、学校長からの副申に記載のとおり学校設計の収容等による課題は継続しており、現時点において学校運営への影響がみられる。

また、近年校区内にてマンション建設が続いており、今後も児童数増加が見込まれる。

#### イ 五条小学校

令和7年5月1日時点で児童数1,004名、通常学級数が30学級となる大規模校である。10年間で児童数が295名、通常学級数が10学級増加し、令和7年度は児童1名当たりの運動場面積が3.81㎡と極めて狭隘な状況である。

令和8年4月1日から学校選択制の一部抑制を実施したことにより、新1年生は20名程度の減少及び1学級減の効果が見られたものの、多くの学年において数名の児童数増加により学級増となる可能性がある。

また、学校長からの副申に記載のとおり年度途中の転入生が多い状況は継続している。また、特別支援学級、通級指導教室及び日本語指導教室に活用する教室数が不足しており学校設計の収容等による課題が継続している。

さらに、令和7年1月に近隣の総合病院が移転し、約8,900㎡もの跡地を大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得した。同社は大規模マンションを建設すると公表しており、短期間に急激に児童数が増加することが考えられる。

様式4  
令和8年3月2日

天王寺区担当教育次長 様

大阪市立真田山小学校  
校長 大澤 啓司

指定校変更及び区域外就学の一部制限にかかる副申書

令和8年2月26日に依頼を受けました指定校変更及び区域外就学の一部制限につきまして、次のとおり副申します。

記

**1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について**

本校は、令和7年5月1日時点で児童数1,021名、通常学級数が30学級、特別支援学級9学級、通級指導教室2学級となる大規模校である。

来年度は、児童数1,032名、通常学級数が32学級、特別支援学級が7学級、通級指導教室2学級を予定している。

また、毎年10名以上、帰国・来日児童が編入しており、令和8年度に日本語指導用の教室が設置された。しかしながら、対象者数が多いため学級増が必要と認識しているものの、使用する教室の確保が困難な状況である。

**2 学校施設の収容等による課題について**

大規模校である本校は、約10年前（平成26年5月1日現在）は、児童数804名、通常学級数が24学級の適正規模校であったが、転入や定員数の見直しから、児童数・学級数の増加が続いていたため、令和3年度に敷地の北東側に校舎を増築したものの、校舎の配置上、これ以上の増築は困難と考えている。

令和7年3月21日に開催された第4回教育委員会会議において、本校の学校選択制を令和13年3月末まで制限することを承認いただいたが、本校は隣接校からの例年5名程度と選択流入が少なく、効果は限定的である。

一方で、近年校区内にてマンション建設が続いており、今後も児童数は増加する傾向にある。加えて、令和11年度には校区内に大規模なタワーマンションが完成する予定で、さらに児童数の増加が見込まれ、教育委員会施設整備課での推計では、数年後に普通教室・特別教室の不足が見込まれている。

**3 学校運営への影響及び課題について**

児童数増加のため、令和3年度に新校舎を建設したが、依然として普通教室が不足しており、1,000名を超える全校児童のため、講堂で全校一斉での行事ができない状況にある。始業式、終業式等は、テレビを使って放送で行い、卒

業式も卒業生とその保護者の参加のみで、会場の広さの関係で在校生は参加できない。全校児童参加の行事や、異学年での交流等が制限されるのは、教育的にも課題である。

令和3年度の新校舎完成後は、運動場が一層狭くなり、休み時間も2学年ずつしか外で遊ぶことができない。通常の体育の学習も、1時間で運動場・体育館合わせて常時3～4学級が学習している。児童の体力・健康面、また、安全面においても課題である。今年度から実施している『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策（答申）」に従い、教育課程を見直し、標準時数を大幅に上回る学年については、授業時数の減少が必要であるため、現状の学級数では運動場の割り当てがさらに困難な状況となっている。

運動会についても自校の運動場で行うことが困難である。令和6年度に近隣の大きなグラウンドで全学年一斉実施したが、費用・労力とも多大な負担となるため継続して実施はできない。現在は、近隣の真田山グラウンドを借りての3学年ごとの分散実施としている。

児童数が増加したことにより、校外学習や宿泊行事においても弊害がある。1学年の人数が多いため、学年一斉に列車に乗れない、また、宿泊施設においても1学年が宿泊できる施設が少なく限られるため、保護者負担も大きくなっている。

#### **4 指定校変更及び区域外就学の一部制限について**

上記に示したとおり、本校では現時点において通常学級数がギリギリの状態であって、学校選択制の受入制限を行った状況であっても、今後も校区内の児童が増加傾向であることから、これ以上の児童の学習環境悪化を防止するためにも、指定校変更及び区域外就学の一部制限による対策が必須である。

なお、指定校変更及び区域外就学の一部制限の再開については、本校の状況を区市民協働課（教育文化担当）と協議した内容に基づき学校選択制の再開と同様の取扱いとして、通常学級数が25学級に達した際に、今後の推計を踏まえ検討いただきたい。

令和8年3月2日

天王寺区担当教育次長 様

大阪市立五条小学校  
校長 田中英治

指定校変更及び区域外就学の一部制限にかかる副申書

令和8年2月26日に依頼を受けました指定校変更及び区域外就学の一部制限につきまして、次のとおり副申します。

記

**1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について**

本校は、令和7年5月1日時点で児童数1,004名、通常学級数が30学級、特別支援学級10学級、通級指導教室1学級、日本語指導教室1学級となる大規模校である。なお年度途中の転入・編入が多く、令和8年2月1日時点では児童数は1,014名となっている。

令和8年度は児童数976名、通常学級数が29学級、特別支援学級が10学級、通級指導教室1学級、日本語指導教室1学級を予定している。

**2 学校施設の収容等による課題について**

(特別教室の普通教室への転用及び増築について)

大規模校である本校は、約10年前(平成26年5月1日現在)は、児童数660名、通常学級数が20学級であったが、転入や定員数の見直しから、児童数・学級数の増加が続いていたため、特別教室(家庭科室・多目的室・図工室・パソコン教室)を普通教室に転用したり、図書室とパソコン教室を共有したりした経過がある。しかしながら、さらなる教室不足が見込まれたため、令和3年度、中庭であった既存の校舎の中央に西校舎(通常教室2教室・特別支援学級1教室・生活科室兼いきいき活動室・多目的室兼図工室・家庭科室・パソコン教室)を増築したところである。その後も児童数の増加及び学級設置基準が変更されたことから普通教室不足となり、令和5年度にはパソコン教室を普通教室に転用した。なお校舎の配置上、これ以上の増築は困難であると考えている。

(特別支援学級・通級による指導教室・日本語指導教室について)

特別支援学級は令和7年度10学級に58名が在籍しているが、使用できる教室は、シャワー室込みで普通教室1教室分が2教室だけである。また令和6年度に通級による指導教室と日本語指導教室が設置され、さらに教室が必要となったことから、教室増は難しい状態にある。

通級による指導教室の現時点の在籍数は20名、来年度新1年生には3名の対象児童がいる。在校生の中にも対象者がいるため、今後増えていくことが考えられる。とりわけそれらの児童は、情緒面に関して何らかの特性があることが多いため、教室を確保することが望ましいが、教室不足のため、特別支援学級の一部、普通教室の約6分の1程度を間借りしている状況である。その分、特別支援学級の教室は狭くなっている。

日本語教室については現時点で23名の児童が利用している。そのほとんどが中国国籍の児童である。コロナ禍以降、日本語の理解が不十分な状態な児童の入学及び編入が急増し、令和5年度に入学3名、年度途中の編入15名、令和6年度に入学3名、編入7名、令和7年度に入学1名、編入18名、令和8年度についてはすでに入学3名が決まっている。このような状況の中で令和6年に日本語教室が設置されたが、教室がないため、多目的室を分割するためのアコーディオンカーテンを壁に変える工事を行い、普通教室の約半分のスペースを確保している。その分多目的室は狭くなってしまい、用途が限られてしまった。また図工室と兼用しているため、壁があるものの電気のこぎり等の大きな音ができる工具は日本語指導の妨げになるため、理科室等に運び込み使用しているのが実情である。

### 3 学校運営への影響及び課題について

児童数が多いことに比例して、学級数が30学級あるため、特別教室の使用に融通が利かない。行事や祝日で教室利用ができなかった際の代替時間を設けることが難しく、本来なら特別教室で行うべき授業を普通教室で実施していることも多い。とりわけ講堂での体育に関しては、1・2年生は複数学級で共用しなければならない状態である。運動場は全学年が共用となり、高学年の体育では十分な運動量の確保が難しい。またその運動場も面積が3,864㎡で児童1人当たりの面積は3.81㎡/人と狭隘である。よって体育だけではなく、休み時間も学年ごとに制限を設けて遊ばせている状態である。昨年度から実施している『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策(答申)に従い、教育課程を見直し、標準時数を大幅に上回る学年については、授業時数の減少が必要であるため、現状の学級数では運動場の割り当てがさらに困難な状況となっている。また空き教室がないため、児童の持ち物や教材・作品はすべて教室に置かざるをえず、児童数の多さもあり、とりわけ休み時間中の教室での安全確保が難しい状態である。

本校は、教育委員会施設整備課の推計によると児童数は減少傾向ではあるも

のの、上記の外国籍児童の編入だけではなく転入も増加している傾向である。コロナ禍以後、令和5年度の転編入は43名（転出22名）、令和6年度の転編入は38名（転出3名）、令和7年度の転編入は41名（転出9名）となり、年度途中で学級の人数が増え、35名を超えることもある。

また指定校変更・区域外就学での通学も現時点で51名おり、その中の28人は4年生以下である。その中には入学後1年も経過しないうちに転居し、指定校変更・区域外就学での通学となる児童も存在する。校区が広いことや昨年度までの選択制利用児童が多いことも含め、在籍児童が広範囲に居住していることは、今後、非常時や不登校対応の必要が出た際の対応に大きな不安が生じている。令和7年1月に近隣の総合病院が移転し、約8,900㎡もの跡地を大規模開発事業も手掛ける大手住宅メーカーが取得し、大規模マンションが建設されると公表されたため、短期間に急激に児童数が増加することも考えられる。

なお本校学校協議会からは、学校選択制の制限により受入人数が約20名減少して新1年生が1学級減となるものの、現時点で特別教室を含めても余裕がない状況であり、学級数減少により空いた教室も活用方法がすぐに決まっていくため、引き続き過密による教育環境の悪化は継続するのではといった声が上がっている。

#### **4 指定校変更及び区域外就学の一部制限について**

上記に示したとおり、本校では現時点において普通教室数がギリギリの状態であって、これ以上の児童の学習環境悪化を防止するためにも、指定校変更及び区域外就学の一部制限による対策が必須である。

なお、指定校変更及び区域外就学の一部制限の再開については、本校の状況を区市民協働課（教育文化担当）と協議した内容に基づき学校選択制の再開と同様の取扱いとして、通常学級数が22学級に達した際に、今後の推計を踏まえ検討いただきたい。

【参考資料】令和7年3月21日 第4回教育委員会会議 議案第22号 抜粋

基準日	令和6年5月1日	抑制対象校	真田山小学校			
基礎データ	児童数	1,040 人	普通教室数	33 教室	学級数計(ア～エ)	40 学級
	運動場面積	5,260 m <sup>2</sup>	通常学級数(ア)	31 学級	特別支援学級数(イ)	8 学級
	(学校設置基準による運動場面積 ※1)	(7,200) m <sup>2</sup>	通級指導教室学級数(ウ)	1 学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	0 学級
学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況	ア関係	現在の25学級以上の大規模校である		該当	○	該当
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である	該当 (既に過大規模校)	○	1項目以上該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある	—		
		②	教室(普通教室)不足となる見込み	該当 (令和8年度教室不足の見込み)	○	
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)	非該当 (5.06m <sup>2</sup> /人)		
	④	施設の増改築ができない	該当 ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない	○		
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある	非該当		1項目該当
②		学校実情に応じた、学校運営上の課題がある	該当 (詳細は校長副申書のとおりに)	○		
選択制抑制	開始時期		令和8年4月入学者			
	抑制期間		通常学級数が25学級となるまで※2			

※1 小学校：児童一人当たり10m<sup>2</sup>目安 ( ①児童数240人以下(2,400m<sup>2</sup>)、②児童数241～720人 (児童数×10m<sup>2</sup>)、③児童数721人以上(7,200m<sup>2</sup>) )

※2 ただし、5年を目途に見直しを行う。また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。

【参考資料】令和7年3月21日 第4回教育委員会会議 議案第22号 抜粋

基準日	令和6年5月1日	抑制対象校	五条小学校				
基礎データ	児童数	988 人	普通教室数	30 教室	学級数計(ア～エ)	40 学級	
	運動場面積	3,864 m <sup>2</sup>	通常学級数(ア)	28 学級	特別支援学級数(イ)	10 学級	
	(学校設置基準による運動場面積 ※1)	(7,200) m <sup>2</sup>	通級指導教室学級数(ウ)	1 学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	1 学級	
学校選択制受入抑制フローチャート項目の該当状況	ア関係	現在の25学級以上の大規模校である		該当		○	該当
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である	非該当 (大規模校)			1項目以上該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により大規模校になる見込みがある	—			
		②	教室(普通教室)不足となる見込み	非該当			
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)	該当 (3.91m <sup>2</sup> /人)	○		
	④	施設の増改築ができない	該当 ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない	○			
	ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある	該当 ・パソコン室を普通教室へ転用。多目的室は図工室と兼用	○	2項目該当	
②		学校実情に応じた、学校運営上の課題がある	該当 (詳細は校長副申書のとおりに)	○			
選択制抑制	開始時期		令和8年4月入学者				
	抑制期間		通常学級数が22学級となるまで※2				

※1 小学校：児童一人当たり10m<sup>2</sup>目安 ( ①児童数240人以下(2,400m<sup>2</sup>)、②児童数241～720人(児童数×10m<sup>2</sup>)、③児童数721人以上(7,200m<sup>2</sup>) )

※2 ただし、5年を目途に見直しを行う。また、隣接校で通常学級数が不足し収容対策が困難となった場合も見直しを行うこととする。